

様式第5（第10条関係）

表 面 8センチメートル	
6 セ ン チ メ ー ト ル	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 第 号 工業標準化法第64条第1項の規定による立入検査を行う 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分証明書 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> 3センチメートル 4 セ ン チ メ ー ト ル 写 真 </div> <div style="width: 50%; padding-left: 20px;"> 所属 氏名 押 出 ス タ ン プ 年 月 日生 年 月 日発行 独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印 </div> </div>

裏 面

工業標準化法（昭和24年法律第185号）（抄）

第21条

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第21条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第69条の2 主務大臣（前条第2項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第69条の5までにおいて同じ。）は、機構に、第57条第1項の規定による登録に関する事務、第59条第1項（第65条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第60条第2項及び第61条（これらの規定を第65条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第63条の規定による登録の取消しに関する事務、第64条第1項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第65条第1項の規定による登録に関する事務、同条第3項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第3号の規定による報告徴収に関する事務、同項第4号の規定による検査に関する事務並びに第68条の規定による公示に関する事務（同条第6号及び第7号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第21条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者